



平成 24 年 3 月 27 日

各 位

広島市安佐南区祇園 3 丁目 28 番 14 号  
株式会社 アスカネット  
代表取締役社長兼 CEO 福田 幸 雄  
(コード番号：2438 東証マザーズ)  
問い合わせ先：常務取締役 CFO 功野 顕也  
電話番号： 082 (850) 1200

## 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更を決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単위를 100 株とするため、株式の分割を実施するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 24 年 4 月 30 日（月曜日）最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 株式分割前の発行済株式総数   | 43,660 株     |
| 今回の分割により増加する株式数 | 4,322,340 株  |
| 株式分割後の発行済株式総数   | 4,366,000 株  |
| 株式分割後の発行可能株式総数  | 16,800,000 株 |

##### (3) 分割の日程

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| 基準日設定公告日 | 平成 24 年 4 月 13 日（金曜日） |
| 基準日      | 平成 24 年 4 月 30 日（月曜日） |
| 効力発生日    | 平成 24 年 5 月 1 日（火曜日）  |

※ 実質上の基準日は、平成 24 年 4 月 27 日（金曜日）になります。

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株の数

上記の株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成 24 年 5 月 1 日（火曜日）

（参考）平成 24 年 4 月 25 日（水曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されることとなります。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

上記の株式分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 24 年 5 月 1 日（火曜日）をもって、当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式数総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③ 現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④ 現行定款第 6 条の変更および第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更部分を示しております。）

| 現行定款   | 変更後   |
|--|---|
| （発行可能株式総数）<br>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>168,000</u> 株とする。 | （発行可能株式総数）<br>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>16,800,000</u> 株とする。   |
| （新設）   | <u>（単元株式数）</u><br>第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。   |
| 第 7 条～第 45 条 （条文省略）                                    | 第 8 条～第 46 条 （現行どおり）  |
| （新設）   | <u>（附則）</u><br>第 6 条（発行可能株式総数）の規定の変更および第 7 条（単元株式数）の規定の新設は、平成 24 年 5 月 1 日からその効力を生じる。<br>なお、本附則は、効力発生日にこれを削除する。 |

#### 【ご参考】

今回の株式分割は平成 24 年 5 月 1 日を効力発生日としておりますので、平成 24 年 4 月期期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。

以 上